

## 和泉市放課後児童健全育成事業届出実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8第2項から第4項に規定する放課後児童健全育成事業の届出の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、留守家庭児童会は、放課後児童健全育成事業と同意義である。

### (事業開始の届出)

第3条 児童福祉法第34条の8第2項の規定による放課後児童健全育成事業の開始の届出は、次に掲げる書類を添付した放課後児童健全育成事業開始届（様式第1号）を市に提出して行うものとする。

(1) 定款その他の基本約款

(2) 和泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第14条に規定する運営規程

(3) 主な職員の氏名及び経歴

(4) 職務の内容

(5) 建物その他設備の図面

(6) 収支予算書及び事業計画書

### (事業変更の届出)

第4条 児童福祉法第34条の8第3項の規定による放課後児童健全育成事業の変更の届出は、前条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添付した放課後児童健全育成事業変更届（様式第2号）を市に提出して行うものとする。

### (事業廃止・休止の届出)

第5条 児童福祉法第34条の8第4項の規定による放課後児童健全育成事業の廃止（休止）の届出は、放課後児童健全育成事業廃止（休止）届（様式第3号）を市に提出して行うものとする。

### (届出の提出先)

第6条 この要綱で定める届出の提出先は、教育委員会とする。

### 附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

### 附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

放課後児童健全育成事業開始届

年 月 日

和泉市教育委員会 宛

事業者

住所（法人又は団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体名及び代表者の職氏名）

児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を開始するので、同法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の2第1項の規定に基づき届け出ます。

事業の内容	
経営者の氏名及び住所 （法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）	
職員の定数	職員数： 名（放課後児童支援員： 名、補助員： 名、 その他（事務職員等）： 名）
施設の名称	
施設の種別	
施設の所在地	
建物その他設備の規模及び構造	専用区画： m <sup>2</sup> [1人当たり： m <sup>2</sup> ] 合計： m <sup>2</sup> その他： m <sup>2</sup> 建物の構造： 造、建物の階数： 階建の階
事業開始の予定年月日	

書類を添付	<input type="checkbox"/> 定款その他の基本約款 <input type="checkbox"/> 運営規程 <input type="checkbox"/> 主な職員の氏名及び経歴（名簿等を添付） <input type="checkbox"/> 職務の内容（上記の名簿等に記載） <input type="checkbox"/> 建物その他設備の図面（平面図等を添付） <input type="checkbox"/> 収支予算書及び事業計画書（ただし、市町村長が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧できる場合は、添付不要。）
-------	---

様式第2号（第4条関係）

放課後児童健全育成事業変更届

年 月 日

和泉市教育委員会 宛

事業者

住所（法人又は団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体名及び代表者の職氏名）

年 月 日に実施の届出を行った事業について、次のとおり変更したので、児童福祉法第34条の8第3項の規定により届け出ます。

施設 の 名 称		
施設 の 所 在 地		
変更する事項 (該当する事項の番号に○)		1 事業の種類及び内容 2 経営者の氏名及び住所 3 定款その他の基本約款 4 運営規程 5 職員の定数及び職務内容 6 主な職員の氏名及び経歴 7 施設の名称 8 施設の種類 9 施設の所在地 10 建物その他の設備の規模及び構造並びにその図面 11 事業開始の予定年月日 12 その他( )
変更内容 (「変更する事項」欄において○をした番号に応じて記載)	変更前	
	変更後	
事業変更年月日		

【備考】

変更する事項により、必要な書類を添付。

様式第3号（第5条関係）

放課後児童健全育成事業廃止（休止）届

年 月 日

和泉市教育委員会 宛

事業者

住所（法人又は団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体名及び代表者の職氏名）

年 月 日に実施の届出を行った事業について、次のとおり廃止（休止）するので、児童福祉法第34条の8第4項及び児童福祉法施行規則第36条の32の3に規定に基づき届け出ます。

施設 の 名 称	
施設 の 所 在 地	
経営者の氏名及び住所	
事業廃止又は休止の年月日	
休 止 予 定 期 間 (該当する場合のみ)	
廃止又は休止の理由 ( 具 体 的 に )	
現に便宜を受けている児童 に 対 す る 措 置 ( 具 体 的 に )	